

令和2年第1回臨時会

西川町議会会議録

令和2年 4月20日 開会
令和2年 4月20日 閉会

西川町議会

令和2年西川町議会第1回臨時会会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長あいさつ	3
議案の上程	6
提案理由の説明	6
議案の審議・採決	8
承認第1号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について	8
承認第2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	10
承認第3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について	11
議第25号 財産（雪上運搬車）の購入について	12
議第26号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第1号）	16
閉議・閉会の宣告	35
署名議員	37

令和2年西川町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

令和2年 4月20日(月)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 町長あいさつ

日程第 4 議案の上程

承認第 1号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 25号 財産(雪上運搬車)の購入について

議第 26号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第1号)

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 議案の審議・採決

承認第 1号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について

承認第 2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

承認第 3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議第 25号 財産(雪上運搬車)の購入について

議第 26号 令和2年度西川町一般会計補正予算(第1号)

(閉会)

出席議員（10名）

1番	荒木俊夫	議員	2番	佐藤仁	議員
3番	佐藤光康	議員	4番	菅野邦比克	議員
5番	大泉奈美	議員	6番	大江広康	議員
7番	佐藤耕二	議員	8番	佐藤幸吉	議員
9番	伊藤哲治	議員	10番	古澤俊一	議員

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	小川一博	君	副町長	高橋勇吉	君
教育長	伊藤功	君	総務課長	佐藤俊彦	君
政策推進課長	荒木真也	君	健康福祉課長	飯野勇	君
産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤信彦	君	商工観光課長	志田龍太郎	君
建設水道課長	土田浩行	君	病院事務長	松田憲州	君
学校教育課長	安達晴美	君	生涯学習課長	奥山純二	君
会計管理者 兼 出納室長 兼 町民税務課長	土田伸	君			
監査委員	高橋將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	白田真也	君	事務局長補佐 兼 議事係長	佐藤尚史	君
書記	飯野奈緒	君			

〔開会時刻 午前 9時30分〕

開会の宣告

古澤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和2年西川町議会第1回臨時会を開会します。

開議の宣告

古澤議長 これから本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

古澤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番 佐藤光康議員、4番 菅野邦比克議員を指名します。

会期の決定

古澤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

古澤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

町長あいさつ

古澤議長 日程第3、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 おはようございます。

本日、令和2年第1回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染が県内でも広がっておりますが、本町におけるこれまでの対応並びに影響等につきまして申し上げます。

本町では、平成26年2月に策定いたしました西川町新型インフルエンザ等対策行動計画に沿って新型感染症対策を行っており、これまで、町立病院で感染症の診療を行う際に必要となる個人防護具や人工呼吸器などの医療資機材を整備するとともに、通常の季節性インフルエンザ流行時に防災行政無線などを活用し、感染症予防対策を呼びかけるなどしてまいりました。

一般の新型コロナウイルス対策につきましては、今年1月16日に国内初の感染者が確認され、1月29日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されたことを受けて、本町では、翌30日及び2月14日の庁議において情報共有・意見交換を図りながら、2月27日に西川町新型コロナウイルス感染症対策連絡本部を設置、さらに4月7日、政府が7都府県に緊急事態宣言を発令したことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、連絡本部を対策本部に切り替え、政府や山形県からの情報の収集・提供、発生防止策の徹底など新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対応してまいりました。

特に、町内での発生を防止するために2月19日から随時、防災行政無線を活用し徹底した予防対策を呼びかけるとともに、学校の卒業式や入学式をはじめイベントや会議について検討を重ねながら実施、若しくは中止・延期するなどして対応してまいりました。また、区や町内会の総会においても会議時間の短縮を図り、会議を行わず書面採決を行うなど感染防止策を徹底されたとお聞きしております。

また、株式会社ニシタ様をはじめ町民の皆さんから「児童生徒の皆さんなどでお使いください」と多くのマスクをご寄附いただきました。厚く御礼申し上げます。

議員の皆さんをはじめ来賓の方のご臨席を自粛していただいた学校の卒業式及び入学式がありますが、卒業式は3月14日に西川中学校、3月18日に西川小学校で、在校生も出席を見合わせた中でそれぞれ挙行され、出席された先生方や保護者に加え、在校生への感謝の思いを

込めながら最後の校歌を斉唱し、中学校 38 名、小学校 41 名の卒業生が巣立ちました。

入学式は小学校、中学校ともに 4 月 7 日に挙行され、小学校には男子 10 名・女子 13 名の計 23 名、中学校には男子 23 名・女子 18 名の計 41 名がコロナ不安を吹き飛ばすような希望に満ち溢れた姿で入学されました。

西川小学校・西川中学校は入学式後に再開いたしましたが、県内で新型コロナウイルス感染が拡大している状況を鑑み、4 月 13 日から再度休校とし 5 月 10 日まで休校措置を行っているところであります。

4 月 3 日には、多くの関係機関のご理解とご協力をいただきながら絶好の天候に恵まれた中で月山スキー場のペアリフトの営業が例年より 1 週間早くスタートいたしました。

新型コロナウイルス感染防止のため、リフト乗車券の販売窓口ではインターホン越しに接客し、食堂では定時の換気や消毒を徹底、混雑時には入場制限を行うなど可能な限りの対策を講じながら、緊急事態宣言が発令された 7 都府県以外の方を対象に営業されていましたが、4 月 16 日に緊急事態宣言の対象地域が全都道府県に拡大され、山形県知事の休業要請を受けて、ペアリフトの営業が本日から 5 月 10 日まで休止されました。

月山志津温泉旅館組合及び大井沢ふるさと民宿旅館組合では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため 4 月 13 日から 5 月 6 日まで、すべてのお客様の受入れを自粛されております。

町では、4 月 7 日から弓張平公園入口において、姥沢・志津・弓張平にお越しのすべての方を対象に検温や問診による健康チェックにご協力をお願いし、風邪の症状等がある方には、この先の入場を自粛いただくようお願いしながら、新型コロナ受診相談センター・コールセンター紹介のチラシを配布しております。

また、4 月 14 日には新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、厳しい経営状況に立たされております事業者への一支援策として、官民一体の寄り添った相談体制を整備することで、商工観光事業者を物心両面から支援する「西川町商工会新型コロナウイルス感染対策支援チーム」を西川町商工会とともに立ち上げたところであります。この支援チームでは、当面は現状において特に困難な経営環境にある宿泊飲食事業者への支援から始め、状況を確認しながら他の業種への支援を拡大してまいりたいと考えております。

新型コロナウイルスのワクチンや治療薬がなく収束が見通せない中で、大型連休を前に一人ひとりの感染予防のさらなる徹底が重要な時期でありますので、今後ともこまめな手洗い・うがいや咳エチケットの徹底、不要不急の外出自粛などのほか、密閉・密集・密接を徹底的に回

避するよう町民の皆さんに呼びかけてまいります。

以上を申し上げまして、令和2年第1回臨時会のあいさつといたします。

古澤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

議案の上程

古澤議長 日程第4、議案の上程を行います。

承認第1号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、承認第2号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、承認第3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、議第25号 財産（雪上運搬車）の購入について、議第26号 令和2年度西川町一般会計補正予算（第1号）。

以上、5議案を一括上程します。

提案理由の説明

古澤議長 日程第5、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案についてご説明申し上げます。

承認第1号につきましては、西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認についてであります。西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第2号につきましては、西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

承認第 3 号につきましては、西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてであります。西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により承認を求めるため提案するものであります。

議第 25 号につきましては、財産（雪上運搬車）の購入についてであります。特殊車両を購入するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものであります。

議第 26 号につきましては、令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,643 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 1,143 万 4,000 円といたすものであります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症に係る感染防止、さらには感染の収束状況などを勘案しながらの町内消費喚起及び町内宿泊飲食等事業者経営支援それぞれの対策のための経費についてであります。

歳出の主なものから申し上げます。

第 2 款総務費につきましては、戸籍住民基本台帳費について、不特定多数の方との接触の機会を考慮し、職員用のマスクやウイルスブロッカーなどを購入するための消耗品費 22 万 1,000 円の追加などであります。

第 3 款民生費につきましては、社会福祉総務費について、路線バス運転手用のマスクなどを購入するための消耗品費 26 万 2,000 円、児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園の空間除菌消臭加湿器購入費 35 万 5,000 円の追加などであります。

第 4 款衛生費につきましては、保健指導費について、高齢者一人暮らしや高齢者のみ世帯の方へ配付するマスクや、町有施設等消毒用防護服セットなど感染症発生時の初動資機材などを購入するための消耗品費 115 万 2,000 円の追加などであります。

第 7 款商工費につきましては、商工振興費について、町内産品愛用運動フレカポイント割増に係るフレカ加盟店会補助のための西川町商工業団体等支援事業補助金 100 万円、町内の飲食及び宿泊消費喚起のための地域振興券交付事業実施に伴う印刷製本費、通信運搬費及び交付金 1,623 万 4,000 円、事業者の感染症安全対策確保のための小規模事業者持続化事業補助金 900 万円、観光費について、月山入口における問診業務のための業務委託料 395 万 6,000 円などの追加などあります。

第 10 款教育費につきましては、事務局費について、西川小学校及び西川中学校並びにス

クールバス用の消毒液などを購入するための消耗品費 18 万 3,000 円、体育施設費について、町民体育館のボール消毒液などを購入するための消耗品費 5 万 3,000 円の追加であります。

歳入につきましては、第 19 款繰越金 3,643 万 4,000 円を充てるものであります。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る補正予算につきましては、国の緊急経済対策及び補正予算や、町内の動向などを踏まえながら、今後さらに編成いたしてまいりたいと考えております。

以上ご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議案の審議・採決

古澤議長 日程第 6、議案の審議・採決を行います。

承認第 1 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田町民税務課長 登壇〕

土田町民税務課長 承認第 1 号 西川町町税条例等の一部を改正する条例の設定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に交付されたことに伴い、所有者不在土地などに係る固定資産税の課税に対応するため、登記名義人などが死亡している場合における現所有者に賦課徴収し、現所有者の賦課徴収に関して必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産税の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大を行うとともに、経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する税制上の措置及び各控除の見直しを行うほか、税負担軽減措置などの整理合理化を行うため一部を改正されたものであります。

改正条例の第 1 条につきましては普通税、第 2 条につきましては賦課徴収、第 3 条につき

ましては附則の改正を行なうものであります。この度の改正につきましては、地方税法の改正に伴う文言及び条・項ずれの他、元号の改正などの規定の整備であります。改正につきまして説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第 14 条及び第 20 条につきましては、町民税非課税の範囲及び所得控除の規定であります。各控除をひとり親に対する地方税法の改正に伴い整備を行うものであります。

2 ページをご覧ください。第 29 条の 2、第 29 条の 3 の各第 3 号は、単身児童扶養者をひとり親として規定されたことに伴い整備を行うものであります。

3 ページ、第 40 条以降は法人町民税に関し整備を行うものであります。

4 ページをご覧ください。第 44 条第 5 項では固定資産税について所有者不在時に使用者に課税を行うための規定であります。以降は固定資産税に関する規定であります。文言の整備などを行うものであります。

7 ページをご覧ください。第 76 条以降につきましては、たばこ税に関するものであります。重量課税から 1 本当たり 0.7 グラムで本数換算に切り替えるものであります。

第 78 条につきましては、たばこ税の課税の手続きの簡略化を図るものであります。

8 ページをご覧ください。附則第 2 条の 2 につきましては、市中金利の状況を踏まえた延滞金特例基準割合を規定するものであります。

11 ページをご覧ください。第 5 条につきましては、肉用牛の売却による事業者所得に関わる町民税の課税の特例を令和 6 年まで 3 年間延長するものであります。

16 ページをご覧ください。第 14 条長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例につきましては、低利用地に係る長期譲渡所得の特例の創設を行うものであります。

本改正条例の第 2 条以降につきましては、同様に連結法人への課税の見直しに伴う町民税に係る延滞金、さらには町民税、法人税、たばこ税などに関する元号及び文言などの規定の整備を行うものであります。

以上のとおりでありますので、改正地方自治法の交付が令和 2 年 3 月 31 日でありましたので、本町におきましても一体的に 3 月 31 日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第 1 号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第 2 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

土田町民税務課長。

〔土田町民税務課長 登壇〕

土田町民税務課長 承認第 2 号 西川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に交付されたことに伴うものであります。

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、消費者物価の伸びなど経済動向を踏まえ引き上げることで、軽減対象世帯を継続あるいは拡大を行う改正となっております。

それでは、改正条例につきまして補足説明を申し上げます。

新旧対照表の 45 ページをご覧ください。

第 3 条の改正につきましては、国民健康保険税の基礎課税額の上限を 61 万円から 63 万円に規定するものであります。

第 4 項では、介護納付金課税額の上限を 16 万円から 17 万円に規定するものであります。

第 11 条、国民健康保険税の減額を規定しているものであります。介護保険納付課税額の上限を 16 万円から 17 万円に規定するものであります。第 11 条第 2 号につきましては、税の 5 割軽減の判定に係る被保険者及び特定同一世帯所属者一人の所得金額を 28 万円から 28 万 5,000 円に規定するものであります。

第3号につきましては、税の2割軽減の判定に係る被保険者及び特定同一世帯所属者一人あたりの所得金額を51万円から52万円に規定するものであります。

第7項及び第8項につきましては、低利用地の譲渡所得について国民健康保険税の課税対象とする規定であります。

以上のとおりでありますので、改正地方自治法の交付が令和2年3月31日でありましたことから、本町におきましても一体的に3月31日付で専決処分をさせていただいたものでありますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第2号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

承認第3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について、を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

飯野健康福祉課長。

〔飯野勇健康福祉課長 登壇〕

飯野健康福祉課長 承認第3号 西川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認につきまして補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴うものであります。

保険料の減額賦課については、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化の仕組みを設けてきたものであり、令和元年度におきましては消費税10%への引き上げが

10月からでありましたので、完全実施までの2分の1の増減幅の基準を定めて実施しておりましたが、令和2年度からは消費税10%引き上げの満年度化に伴い保険料軽減を完全実施することになったため改正を行なうものであります。

それでは、新旧対照表の48ページをご覧ください。

これまでの、附則第8条を第9条とし、新たに低所得者を対象とした令和2年度における第一号被保険者の保険料の額の特例を定める第8条を追加するものであります。

介護保険料は、国の標準である9段階の所得区分に基づく第一号被保険者の各団体の保険料を本条例第3条において定めておりますが、改正条例附則第8条第1項第1号では低所得層である第一段階の保険料について、本来定めた年額の保険料3万円を1万8,000円に軽減するものであります。

同様に、第2号では第2段階の保険料について4万5,000円を3万円に、第3号では第3段階の保険料について4万5,000円を4万2,000円に軽減するものであります。

第3条及び第7条並びに下段の平成31年3月31日改正条例附則につきましては、元号が平成から令和に改元になったことに伴う規定の整備であります。

以上のとおりであります。施行日が令和2年4月1日でありましたことから、3月31日付で専決処分させていただいたものでありますので、ご理解の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

承認第3号、本案を原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議第25号 財産（雪上運搬車）の購入について、を議題とします。

事務局長補佐に議案を朗読させます。

〔事務局長補佐 朗読〕

古澤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田商工観光課長。

〔志田龍太郎商工観光課長 登壇〕

志田商工観光課長 議第 25 号 財産（雪上運搬車）の購入について、補足説明を申し上げます。

本事業につきましては、雪上運搬車 1 台を購入すべく、寒河江重車輛(株)、(株)大原鉄工所、いこい重車輛(株)、日本ケーブル(株)東北支店、山交バス(株)の 5 社を指名いたしました。3 社から辞退届の提出があったことから、寒河江重車輛(株)、(株)大原鉄工所の 2 社による指名競争入札を実施した結果、寒河江市大字西根字中川原 110 番地の 1、寒河江重車輛(株)、代表取締役土田朋由が 1,970 万円で落札いたしましたので、消費税込み 2,167 万円で契約を締結しようとするものであります。

指名業者、予定価格等につきましては、配布いたしました資料に記載しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

設定金額は、消費税抜きで 2,018 万円、予定価格につきましても同額となっております。納期につきましては令和 2 年 11 月 30 日としております。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただきご可決賜りますようお願い申し上げます。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、荒木俊夫議員。

1 番（荒木俊夫議員） 何点かお聞きしたいのですが、今回の雪上運搬車は観光費の中で購入するということではありますが、この使用目的、期待される効果は何なのか。

特殊車両でありますので運行の整備管理者は誰なのか、予定されている運転者があるのかどうか。保管場所はどこなのか。

特殊車両でありますので整備にどれくらいの維持費、管理費を予定しているのか。

また、運搬車ということであるが、人も乗せるのかどうか。乗せる場合は使用料をいただくのかどうか。また、これを運行するところがあれば、そこに対しては使用料を払っていただくのかどうか。細かいですが教えていただきたいと思っております。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ただ今、荒木議員から 6 点ほどのご質問があったと思っております。

1つ目については、使用目的・効果というようなところであります。町といたしましては、今年度の重点施策の1つに「日本一の月山雪国宣言」による冬の観光拡大、月山スノーシューパークの拡充によりまして冬期誘客システムづくりを行い、通年の観光による所得向上を目指したいということを掲げているものであります。

今回の雪上運搬車の購入につきましては、現在弓張平公園の関係者を中心に展開されておりますスノーシューや雪遊びへの取組み、いわゆる月山スノーシューパークの取組み、一昨年度実績で1シーズン、インバウンドを主にしながら1,600名を超すまでに成長してきておりますが、この取組みを志津温泉周辺また県立自然博物館周辺、将来的には姥沢地区まで拡大することで日本一の雪国宣言のPRと合わせまして雪のない地域や雪のない国からインバウンドを含めた誘客をさらに拡大したい。これまではなかなか冬期間につきまして収入は見込むことができなかったということでもありますけども、冬に収入を獲得できる体制を整備し、これを契機に推進したいというふうなことで進めておるわけであります。この計画を実施するにあたって、まずは基本となる機械の設備を今回行うものであります。

この機械の使用目的といたしましては、弓張平公園内の雪遊びエリアの圧雪整備、それから志津、県立博物館までのコースの整備のための圧雪整備、後からの質問にもございますけれども、今回購入する機械は8名ほど乗車できるというものになってございますので、そういった機能を使った新たなアクティビティ、雪上遊覧なども可能とすると思っております、冬場の所得向上につきまして今後積極的に展開することで収入に結びつけたいというようなところを考えています。

2番目の管理者、実際の運転者というところでもありますけれども、現在、新たな組織を立ち上げるべく進めているところでもあります。弓張平のこれまでの関係者に加えまして志津の有志の方々と、仮称ではございますけれども「冬の誘客推進協議会」といったものを立ち上げるべく具体的な組織づくりを行っているところでもありますけども、購入後につきましては、この任意団体の組織に貸し出しをする中で運用いただきたいと思っております。運転者につきましては、その協議会の中で体験をつかさどる計画としております、これまでも弓張平で実績のあるNPO法人などの想定をしながら不特定多数の人が運転をするのではなく、特定の人で運転をするという形をとっていきたい。特にこの機械は免許取る必要ございませんけれども安全性、それから機械の長寿命化を図る観点からは、特定の人を想定しながら運転に携わっていきたいと思っております。

3 目、保管場所でございますけれども、この機械は割と小型の物でございます、よくスキー場で使う大型の圧雪車とも違いワンランク小さめの機械を想定しております。広い面積での圧雪がそんなに必要ないということがありまして、関係者とも話をしながら小型の雪上運搬車といったことで想定をしておりましたので、持ち運びについても4トン車で運搬できるというものになっておりますし、そういった意味からは、今、総合開発株式会社とも話をしながら、弓張平公園内のパークプラザに保管できないかということで具体的な協議を進めている段階であります。

4 番目、維持管理費についてであります。機械を購入すると将来的な維持管理費がかかるということですが、この機械につきましては比較的平坦な部分での運転ということですが、維持費はかかると思っています。通常の維持費につきましては、体験のお客さんからいただくもので維持管理経費として充てていきたいと思っておりますし、恐らく数年ごとに発生するだろう大型の修理、恐らく100万円程度の修理かかると思いますが、これにつきましては、これから組織する任意団体の年会費などの積立をしながら、町に後年度負担のならないようなかたちで進めていきたいと考えております。

5 番目、人も乗車できるのかということですが、後部座席に8名が乗車できるという機械になっております。先ほどもご説明したとおり、この機械を使って新たなアクティビティ、雪上遊覧なども考えておりますので、詳細はこれからになりますけれども体験料としてお客様からいただく中でこの機械を使っていきたいと思っております。体験料の町への部分につきましては、今のところ協議中でございますけれども、基本的には無償でお貸ししたいというところで今検討を進めているというふうなことです。以上であります。

古澤議長 1 番、荒木俊夫議員。

1 番（荒木俊夫議員） 日本一の雪国宣言をしまして、ぜひ多くの観光客の方に冬場も来ていただきたいと思うわけですが、ただ冬場動かす特殊車両でありますので、事故等が心配でありますから、ぜひこの管理のほうをしっかりといただきとともに、町にはこういった圧雪車等を常に使っている事業者等もいるわけですから、そういったところのご意見も聞きながら、ぜひ安全運行に努めていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

古澤議長 他、ございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し採決します。

議第 25 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第 26 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

佐藤総務課長。

〔佐藤俊彦総務課長 登壇〕

佐藤総務課長 議第 26 号 令和 2 年度西川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧くださいと存じます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,643 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 1,143 万 4,000 円といたすものであります。今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のための経費についてであります。

初めに、歳出についてご説明を申し上げます。

歳出につきましては、項ごとに表を作成しており、左から目、補正前の額、今回の補正額、計、補正額の財源内訳、今回の節ごとの補正額、そして補正内容の説明等といたしております。主に補正内容の説明につきましてご説明を申し上げます。

6 ページの第 2 款第 3 項 1 目戸籍住民基本台帳費につきましては、不特定多数の方との接触の機会を考慮し、職員用のマスクやウイルスブロッカーなどを購入するための消耗品費 22 万 1,000 円を追加し、備品購入費は非接触放射体温計購入費、2 万 2,000 円を追加するものであります。

第 3 款第 1 項第 1 目、社会福祉総務費につきましては、路線バス運転手用のマスクなどを購入するための消耗品費 26 万 2,000 円を追加し、備品購入費は非接触放射体温計購入費 2 万 2,000 円を追加するものであります。第 4 項第 4 目、児童福祉施設費につきましては、にしかわ保育園の保育室用の空間除菌消臭加湿器購入費 35 万 5,000 円を追加するものであります。

第 4 款第 1 項第 5 目、保健指導費につきましては、高齢者一人暮らしや高齢者のみ世帯の方へ配付するマスクや町有施設等消毒用防護服セットなど感染症発生時の初動資機材など

を購入するための消耗品費 115 万 2,000 円を追加し、備品購入費は乳幼児健康診査等時に使用する非接触放射体温計購入費 17 万円を追加するものであります。

第 7 款第 1 項第 2 目、商工振興費につきましては、印刷製本費は町内の飲食及び宿泊消費喚起のために、町民 1 人につき 3,000 円の地域振興券を交付する事業の飲食宿泊券並びに啓発用チラシ及びポスター印刷製本費 41 万 4,000 円、通信運搬費は飲食宿泊券郵送料 25 万 9,000 円をそれぞれ追加するものであります。さらに 18 節の負担金補助及び交付金については、1 つ目の西川町商工業団体等支援事業補助金は、町内産品愛用運動としてのフレカポイントについて、通常 100 円につき 1 ポイントのところ 5 ポイントに割り増しするためのフレカ加盟店会補助金 100 万円。2 つ目の小規模事業者持続化事業補助金は、西川町商工会が中小企業及び小規模事業所の持続発展のために行う事業に対し、1 事業者につき上限 30 万円を補助している小規模事業者持続化事業について、事業者の感染症安全対策確保等に係る取組みを支援するための補助金 900 万円。3 つ目の事業性評価融資制度利子補給金は町内事業者に金融機関が融資し、町が利子を補給している事業性評価融資制度について、対象事業者数の拡大を図るための利子補給金 360 万円。4 つ目の山形県緊急地域経済対策協議会負担金は、山形県及び市町村が連携し基金を積み立て、各商店等が消費喚起対策の取組みを行うための負担金 15 万 4,000 円。5 つ目の西川町地域振興券交付事業交付金は、この第 2 目商工振興費の最初にご説明いたしました町内の飲食宿泊消費喚起のための交付金 1,556 万 1,000 円をそれぞれ追加するものであります。なお、町内消費喚起及び町内飲食宿泊等事業者経営支援対策につきましては、町長が提案理由で申し上げましたとおり、感染の収束状況などを勘案しながら実施していくものであります。

第 3 目、観光費につきましては、月山入口における問診等業務委託料 395 万 6,000 円を追加し、備品購入費は問診等の際に使用する非接触型検温機購入費 5 万円を追加するものであります。

第 10 款第 1 項第 2 目、事務局費につきましては、西川小学校及び西川中学校並びにスクールバス用の消毒液などを購入するための消耗品費 18 万 3,000 円を追加するものであります。第 5 項第 2 目、体育施設費につきましては、町民体育館のボール消毒液などを購入するための消耗品費 5 万 3,000 円を追加するものであります。

次に、歳入について、ご説明申し上げます。

歳入につきましては、第 19 款繰越金 3,643 万 4,000 円を充てるものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

古澤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、荒木俊夫議員。

1 番（荒木俊夫議員） 3 点ほどお聞きしたいと思います。

第 1 点目ですけれども、今回のこのコロナ対策ということで、庁舎に来庁される方の検温とか、そういったチェックするための費用というのは含まれているのかどうか、また体制としてはどうするのか、ということが 1 点。

第 2 点目でありますけれども、第 7 款、西川町地域振興券交付事業交付金、1 人 3,000 円ということでありましたけれども、この事業については、いつを基準で、いつから配布するのか。そして町内全部の店舗で使用できるのかどうか、お聞きします。

3 点目でありますけれども、第 7 款の観光費の中において、問診等業務委託料ということで、実際もうやってらっしゃる、今はリフトも止まるということでありますけれども、これの委託先、期間、その内容について教えていただきたいと思います。

古澤議長 1 点目の、庁舎に来庁するための対応については、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 ただ今、荒木議員からご質問がございました 3 点の内の 1 点目、役場庁舎来庁者の方々への検温に係る予算でございますけれども、今回上程させていただいております予算書であれば、6 ページでございます。戸籍住民基本台帳費の中の備品購入費、これが放射体温計ということでの購入を予定し、計上させていただいたものでありますので、この予算の中で対応させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。私からは以上です。

古澤議長 他の商工関係におきましては、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 2 点目のご質問につきましては、西川町地域振興券交付事業の交付金というところでございまして、いつから始める予定なのか、それからどこで使えるのか、というところのご質問であります。

西川町全ての町民 1 人当たり 3,000 円の町内飲食宿泊で使える補助券というところで交付をしたいと思っているところでありますが、4 月 16 日に政府から全国に対して緊急事態宣言が発出された、加えて外出自粛、人の接触につきましては 8 割減という要請もあるというよ

うなところでございます。今回の予算編成時期とは状況が大きく変わったということもございまして、具体的な実施時期につきましては、新型コロナ感染の状況、今後の緊急事態宣言の状況等を見てということにならざるを得ないと考えているところであります。

ただ、感染経過の状況次第では、直ちに始められるような準備だけは進めていきたいと思っております。事業実施を開始して、いつまでかという部分につきましては、間もなく商工会で西川町プレミアム付商品券の販売も始まるというふうに聞いてございまして、これの使用期限が8月末と聞いてございまして、合わせてご提案申し上げましたフレカのポイント5倍、これと合わせながら8月末と想定できればなというところを考えております。

使用できる店ということでございまして、基本的に町内の飲食宿泊業の方々を想定しております。恐らく40前後の店舗と予想してございまして、基本的には公募させていただきながら実施をしてみたいと思っておりますし、換金についてはなるべく早く進めるようなかたちで、今、特に飲食宿泊業の方、本当に厳しい状況にございまして、仕入れ等の期日前にお支払いのほうできるような体制を組み合わせながら、コロナ感染の状況を見ながら準備をして、すぐできるようなかたちを取っていきたくて考えております。

もう1点、弓張平の入り口のところで健康チェック、非接触型の検温計なども配備をしながら自粛の要請なども出ているわけにございまして、4月7日から今のところ6月30日までを予定している予算組になっております。これにつきましても、月山スキー場が閉鎖という動きも入ってございまして流動的にはなりますが、予算上につきましては6月30日までということ考えさせていただいている、2名体制で。具体的な委託先につきましては、これまでも月山等をお願いをしている警備会社をお願いしているところであります。以上であります。

古澤議長 1番、荒木俊夫議員。

1番（荒木俊夫議員） 経済対策ももちろん必要でありますし、その前にやはり感染対策という町民の命を守る対策を十分に取っていただきたい。庁舎についても職員を守ることも当然必要であり、できるだけ感染者の方を入れないようにする対策をきちんと取っていただいて、守っていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

古澤議長 他ございますか。

4番、菅野邦比克議員。

4番（菅野邦比克議員） 今の観点で、ちょっと質問していきたいと思っております。

先ほど、振興券のカード交付の事業の中で、換金を早くしたいという答弁今ありましたのですが、実はカードの残高が増えると商店の手持ち資金が非常に不足いたしますので、なるべく早く換金するという答弁があったわけですが、何日ぐらいか、今までですと月1回というかたちでやっておったのですが、カードがどんどん利用されて商店街にたまと使える金がなくなる、こういう状態が発生いたしますので、是非換金、1週間に1回、提出して換金するとかしてあげないと、資金ぶりがかえって悪くなる恐れがありますので、その辺どう考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思います。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 ただ今のご質問につきましては、2つの観点からのご質問というふうに捉えております。

1つがカードというのは月山フレカカードのことを意味しているのかな、という部分と、先ほどの荒木議員のご質問は地域振興券、飲食補助券の関係であると思いますが、共通して言えることにつきましては、なるべく早く事業所に負担がないようなかたちで、ということでもありますけれども、場合によっては、今町長から冒頭申し上げましたが、コロナウイルスの支援チームを結成しております、町内の70から80事業所に対して商工会職員、それから商工観光、観光協会も入りながら12名体制で各事業所、担当制をしきながら寄り添った相談体制を組もうということで、14日から動きを取っております。そういった中で各店舗の要望を聞きながら基本的には月1回ということで支払い、固定経費などももちろんかかりますので、月1回を基本といたしますが、その支払い時期についてはなるべく細かく事業者の方に負担とならないようなかたちで進めればと考えておるところであります。

古澤議長 4番、菅野邦比克議員。

4番(菅野邦比克議員) ぜひなるべく早くしていただきたいのと、それと消費喚起するに、カードについて有効期限を設けるのかどうか、その辺、もう1点だけお伺いしたい。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 カードというのは、フレカのカードということを思っておりますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げたフレカのポイント5倍セール、対策ということではありますが、実施時期につきましては8月末までと想定してございます。その中で、なるべく早めの事業所さんが負担した分については、早めに還元できるようなかたちを取っていきたいと思っております。

古澤議長 他、ございませんか。

3番、佐藤光康議員。

3番（佐藤光康議員） 3点質問させていただきます。

1つは防災行政無線のことです。手洗いとマスクをしっかりとというのは毎日流れていますけど、町の日々の情報で、例えば温泉が閉まりましたという連絡なかったです。そういう温泉が閉まったとか、銘水館とスキー場も今から閉まる予定です、という刻々変わる情勢、町の動きを加えてお話してもらったほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

2つ目です。学校教育の問題なのですが、40人学級が1つあります。私も教室に入りましたけれど、非常に過密そのものです。保護者の方から、何とかできないのか、という声もあります。……

古澤議長 佐藤議員、今回の補正内容についての質疑でございますので、最初の防災も、学校関係の40人も、ちょっと違ってきます。

3番（佐藤光康議員） 学校の経費の問題で関係して。

古澤議長 補正予算に対しての質問でお願いいたします。

3番（佐藤光康議員） それだけってということですね。

古澤議長 そうです。

3番（佐藤光康議員） 1つ質問させてください。旅館業、飲食店の問題で、現在の問題はいいですね。ある旅館やっている方からお話聞きましたら、固定費だけでひと月数百万円かかる。営業しなくても数百万円かかるので本当に大変だということをお聞きしました。要望としては、国民健康保険とか介護保険の減税とか、それから固定資産税、それを何とか減税ならないかという声がありました。やはり本当に毎年固定費が200万円ぐらい、何もしなくても200万円かかる。あとどのくらいもつのが本当に心配だということです。ですから、今までにない歴史的な出来事なので、町としてもやれることは全てやりつくすような気持ちでやらないと、大変な状況になるのではないかという感じがするわけです。是非、そこら辺の減税、減免をご検討してもらえないかということです。

古澤議長 ただ今の質問は、ちょっと補正予算に対するもの違ってはございますけれども、小川町長より答弁をお願いします。

小川町長 議員おっしゃるように、今回のコロナにつきましては非常に厳しい状況にありま

して、正にこれまでにないような災害、自然災害というような捉え方でいいと思いますが、そういったことも踏まえて、平成 25 年の災害等もありましたのですが、それと同じように、十分な支援策を取っていきたいと思っています。ただ減免等につきましては、国のほうで減免体制でも検討中でありまして、さらに臨時交付金、全国で 1 兆円の配分、今日の朝の新聞でやっと具体的なものが見えてきたという状況でありますので、どの程度の臨時交付金なるかではありますが、それを踏まえて、前々から申し上げていますように財政調整基金の十分な蓄えをしておくべきだと申し上げてきましたが、これは、これまでも災害に備えてと申し上げておりますので、そういった意味での今後の支援策を練っていきたいと思います。議員の皆さんからいろんなご意見をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。古澤議長 7 番、佐藤耕二議員。

7 番（佐藤耕二議員） 数点質問させていただきます。

まず消耗品費の中でマスク購入ということではありますが、職員用のマスク、あるいは路線バス運転手用のマスク、あるいは高齢者 1 人暮らしや高齢者のみの世帯へ配布ということで、今マスクは、全国的にですが、町内でも特に働いている方、若い方は毎日交換ということで非常に不足しているという状況なわけです。今回のこのマスクの配布の予算は、もちろんこれはこれで結構なのですが、町民に対するマスクの手配、配布、その辺は考えていらっしゃるのかどうか。マスクは今、品不足ということであるわけですが、どこから購入されるのか、同時に何枚ぐらいの購入予定なのかお聞かせいただきたいと思っております。

第 7 款の商工費ですが、この中に小規模事業の持続化事業補助金 900 万円があるわけですが、この内容をもう少し詳しくお知らせしていただきたい、国のほうでも今現時点では経済産業省で持続化給付金ということでやっているわけですが、それとの関連性、繋がりをちょっと教えていただきたいと思っております。

もう 1 点、西川町地域振興券交付事業、交付金 1,500 万円ほどですけれども、1 人当たり 3,000 円、町内の飲食あるいは宿泊で使えるということでお聞きしました。私は、3,000 円という金額は町内消費を考えるとあまりに少なすぎるのではないかと思います。飲食宿泊施設は今現在このような状況ですけれども、それに関連しているような業種が同じような状況だと思います。それに対して今後どのように考えていらっしゃるのかも含めまして、この事業交付金 1 人 3,000 円。3,000 円というのがどこから出てきたのか、どういう根拠なのかもはっきり分かりませんので、その辺をお聞かせいただければと思います。

古澤議長 マスク関係の答弁は、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 佐藤耕二議員からありました、3つの質問のうちの、1つ目、マスクの関係につきまして、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

マスクにつきましては、議員ご指摘のとおり、国内のみならず世界的にも不足しているということで、国内でもまだ一般市場には流通していないと私どもでは認識いたしております。本日の冒頭、町長のあいさつの中で申し上げましたけれども、国難とも言われるべき事態にあたりまして、町民の方からマスクのご寄附ということでいただいており、大変感謝しております。そういった方からいただいたマスクは小中学校の児童生徒の方へというようなこともございましたので、小中学校の児童生徒にもお配りしているというところもございます。

また、町内の商業の関係等を中心に町商工会のほうとも連携を図りまして、商工業者、事業を継続していくために必要としているのかということ商工会を中心に調査をいただきながら、商工観光課で精力的に段取りしまして、そちらのほうにもお配りしていくというようなことも考えておるところでございます。

また、先程本日の予算の中でも申し上げましたとおり、まずは感染した場合のリスクが高いと世界的に言われております高齢者の方へのマスク配付というようなことで、高齢者の方へのマスクも当然お送りさせていただきたいと町のほうでは考えています。

さらには、今後保育園にも子ども用のマスクというようなことも含めながら配付というようなこと、保育園職員にも支給というようなかたちで、ありとあらゆるところに順次揃い次第、随時配布をしながら対応をしていきたいと考えております。おかげさまで申し上げましたとおり、町民の方のご寄附というご厚意もいただいてございますので、一定程度はございます。ただ、今回マスクの中でも不織布と昔からあります布というようなこともございます。何回でも洗って使用可能だというようなこともございますし、布のマスクも大いに使いながら、私どもも町のお知らせ版等でもマスクの洗い方というものも町民の方にお知らせしながら啓発を申し上げているところでございます。そういったかたちで町民のご寄附を大いにいただきながら、対応させていただいておりますし、今後とも対応してまいるといふ所存でございますのでよろしくご理解いただきたいと思います。以上であります。

古澤議長 次に、小規模事業者持続事業補助金と西川町地域振興券交付等々において、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 第2点目のご質問でございます。

今回 900 万円の補正をお願いしております小規模事業者持続化補助金というもので、この制度につきましては、平成 29 年から町の単独補助事業ということで、商工会をお願いをしながら行っていただいているようになっております。本町の事業者の持続発展のため、商工会が行う持続化事業に対して交付するという補助制度になっております。現在の補助制度につきましては補助金の額につきましては、小規模事業者 1 社について、上限 30 万円、補助率については 3 分の 2 で既決予算では 3 件分、90 万円の予算計上しておりますけれども、今回新型コロナウイルス支援対策といたしまして、新たに 30 事業所分を想定いたしまして、最大限度額が 30 万円掛ける 30 事業所で 900 万円を追加ということで上程させていただきました。補助上限につきましては、今回につきましても 30 万円を上限にしたいと思っておりますが、補助率につきましては、現行 3 分の 2 から、5 分の 4 の 8 割まで引き上げて、事業者の負担を軽減し支援していきたいと思っております。想定している事業所、対象事業といたしましては、例えば新型コロナウイルス感染予防のための消耗品とか備品購入、例えばオゾンとか次亜塩素による室内の除菌の機械を買うとかといったものにも当てられる。それから例えば事業所によっては業態を変える必要があるのではないかと考えておまして、業態変更によるそれぞれの事業所によるホームページの更新とかリニューアル、SNS を活用した通販の経費とかに当てられる経費、出前や宅配、通販などの業態変更に必要な新たな経費などにも使えるということで運用していきたいと思っております。また、新型コロナ関連、国の融資とか給付金、助成金が今後の国会で審議されると思いますが、そういった国とか県の助成制度を申請するにあたっては、かなりの手数料もかかるということも想定をしておまして、そういった専門家に頼むための経費の部分についてもこの事業でみていければと思っております。その他事業者が行う対策につきましては、考え方を広くもちながら使えるようなかたちにしていきたいと考えておりますが、まずは飲食宿泊という部分から業者に対しての補助制度の運用を考えていきたいと思っております。

3 点目、飲食関係の地域振興券、飲食宿泊補助券の関係でございますが、3,000 円という額は少ないのではないかとこのところであります。なかなか、根拠については難しい部分がございますけれども、コロナ感染状況についてはいつまで続くのか先が見えないという状況の中で、町の財政規模等を考えれば、まずは第一段としては適当な金額なのかと考えております。なお、今後の運用でございますけれども、3,000 円分を 500 円券 6 枚、3,000 円というようなことで切り離しができ、使いやすいようなかたちでできればと考えておりますが、金

額的にはそういった判断から 3,000 円ということでご提案をさせていただきます。

古澤議長 7 番、佐藤耕二議員。

7 番（佐藤耕二議員） マスクの件なのですが、ご答弁いただきましたけども私の質問とは離れているのではないかと思います。確かに寄附ということも情報として、いろいろあることは承知おりますけども、寄附は非常にありがたいことですが、私がここで言っているのは予算化されたマスクに対しての質問しているわけで、それぞれの課が必要な分だけ、先ほどお話ししたような状況でマスクを要求している。予算化されているということは、すなわち何枚ぐらいを想定しているのだろうというのがあるわけです。当然単価はいくらだろうとか、どこから購入なのかとか、そういう具体策はあるのかどうか、この件に関してもう一度お願いしたいと思います。

それから、小規模事業の持続化事業補助金ですけれども、今ご説明いただいたので分かりました。まずその辺の内容を町民の方に徹底すべきかと思えます。

それから、地域振興券ということの第一段ということなので、そのあともいろんな手を打たないといけないと思います。財源が非常に厳しいのは重々承知の上でお願いするわけですが、町当局としても考えてやっているかとは思いますが、いろんなことを想定しながら、今このような状況下は、思い切った手を打たないとダメだというのは皆さんの共通の認識だと思います。その中で、町ができるのは何だというようなことをしっかり見据えてお願いしたいと思うわけです。今後の宿泊、飲食業に限らない町全体の町民全体の地域振興券と言ってよろしいかどうかですが、その辺をさらに望みたいと思います。答弁をよろしくお願いします。

古澤議長 マスクの答弁等々において、佐藤総務課長。

佐藤総務課長 今回、補正予算の中に上程しておりますマスクの関係というようなことのご質問でございますけれども、だいたい単価的には 1 枚当たり 5、60 円ぐらいのマスクの値段かと想定してございまして、先ほど補足説明の中でも申し上げましたし、議員からもございましたように、それぞれの予算の項目ごとに配布する内容等については申し上げさせていただいたところでございますけれども、購入、準備するマスク等についてはだいたい 1 万枚ぐらいになるのかと想定しております。以上であります。

古澤議長 志田商工観光課長。

志田商工観光課長 町民への小規模事業者補助金という観点についての、町民への PR とい

うところでございますが、先ほどもご説明いたしましたが、商工会とともに結成しました支援チーム、12名体制で担当者をしきながら、やってございますので、その辺をかいしながら、説明、PRを徹底していきたいと思います。具体的に事業所を回っていると、こういった制度があるのか、誰に相談していいのか、非常に不安に思っておられる事業所がかなりいらっしゃるということが分かりましたので、そういった事業所に寄り添った支援チームの中で、もちろん3密回避ではございますけれども、電話なども行いながら、場合によっては3密を意識しながらの接触などもしながら、しっかりと事業所を支援できるかたちにしていきたいと思っております。

3番目のことではございますけれども、今後の状況、刻一刻と変わっておりますので、財政的な問題ももちろんございますので、そういったことを睨みながら、町としてできることは、できる範囲内でやっていきたいと思っております。

古澤議長 7番、佐藤耕二議員。

7番（佐藤耕二議員） 最後になんて町長にお聞きしますけれども、私、今回の臨時会が20日ってというのは非常に遅かったのではないかと感じておりました。もっと早く開くべきであって、このマスクの問題とか体温計の問題とかというのは、もっと早急にはできるのではなかったのかと思ったわけなんですけれども、今のお話の中でもマスクを1万枚ぐらいの購入予定だということなんですけれども、もっとスピード感で対応すべきだと思います。それなりに対応していることは分かるんですけれども、何で20日なのだろう、何でもっと早くできないのだろうと疑問でした。やれることは1議案としてやれるものは先にやって、後でできるものは第2回、第3回の臨時会でもいいのではないかと感じていたんですけれども、その辺の全般的なことに関して、町長のご意見を伺いたいと思います。

古澤議長 答弁は、小川町長。

小川町長 時期的な件につきましては、議会のほうとも相談しながらこの時期を選んだわけではありますが、ただ、今日予算に盛り込んでおりますマスク購入や体温計等々につきましては、従前から手配はしておりましたのですが、なかなか目途がつかないというようなこともあり、なるべく早くということで取り組んできたわけでありまして。特に緊急事態宣言の都府県の指定やら国の関係もありましたので、それらの対応、そういったものがあって非常に急激な動きがあったということも踏まえての対応であります。若干遅かったなということは私も感じておりますが、今後このようなことがないようにやりますのでよろしく申し上げます。

古澤議長 質疑の方、まだ数名いるようでございます。

換気のためでございますけれども、11時20分まで休憩させていただきます。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

古澤議長 休憩を閉じ、質疑を再開します。

質疑ありませんか。

9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 2点ほど、質問をさせていただきます。

まず1点目は、先ほど補正予算の中で、各款項目について町で使う経費については説明がありましたけれども、実際問題として第10款の、例えば教育総務費でも、アルコールの消毒液として消耗品として購入はしますという話でしたが、子ども達へのマスク配布等についてはどうなさるのか、その辺の説明はなかったわけです。そういう面で見れば、町民1人1人にどのように町が関わっていくのかという補正予算の出し方でいうと、各課、あるいは各部署で経費がかかるというのは分かりますけれども、それで町民にどのように対応していくのかというのが、ちょっと見えないというところがひとつ残念だな、と思いましたが、そういう面で、第1番目に、第10款の消毒液購入というのは分かりますが、それでは子ども達へのマスクの配布はどうなさるのか。寄附で賄うのか、寄附されたマスクで間に合うのかどうか、その辺についてまず1つお聞きをしたいと思います。

2番目として、8番の佐藤耕二議員もいろいろ質問なされましたが、地域振興交付金3,000円ということですが、3,000円の根拠が示されなかったと思います。何で3,000円なのか。3,000円という金額。今、町は本当に疲弊し、何かどんよりして、どこに行ってもコロナの話ばかりで活気が全然見られないという中で、3,000円の地域振興券でいいのかわか、と私は思います。大変少ないのではないかと。この地域振興券の使い道は、飲食旅館業だけに限定をするのか、他の業種に対して使っていいのかわか。その辺について、先ほどから飲食旅館業だけだという話ですが、旅館には今泊りには行けないわけですので、なかなか使い勝手が悪いと思うわけですが、そこ限定をなさるのかわか。もっと金額を上げて全

町民に配布をするという予定はないのか。以上2点について質問をいたします。

古澤議長 1点目は、安達学校教育課長。

安達学校教育課長 伊藤議員のご質問で、小学校中学校への子ども達へのマスクの配布についてであります。

マスクにつきましては、児童生徒、学校給食用に1枚ずつ持っておりますので、それに対応ということで考えておりました。その後、町の女性グループの方からご寄附をいただきまして、小学校と中学校、それぞれ児童生徒に1枚ずつ配布するだけのマスクのご寄附をいただきましたので、まずは2枚につきましてはそれぞれ小中学生の子ども達分はなっているということで、そちらで対応をお願いしたいと考えているところです。

また、予備というか、いざという時のために、学校のほうに保管しておく分については、ある程度の数量は備えておきたいと考えているところです。以上です。

古澤議長 2点目は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 地域振興に係る飲食宿泊補助券ということで、3,000円というご提案申し上げますが、金額的には少ないのではないかと、というところ、それから飲食宿泊限定なのか、というところの2方向からのご質問であると思っております。

金額の根拠につきましては、先ほど来、具体的な根拠については、なかなか想定できないところがございますけれども、やはり今後の状況が見通せない、それから財政規模というところからの判断と考えております。やはり財政規模的には脆弱な本町でございますので、今後国会等でも審議され1人10万円交付ということも議論されているところがございますけれども、町の規模からすると、まずは第1段として3,000円ということで想定させていただいたところがございます。

飲食宿泊限定というところでもありますけれども、これも先ほど来でありますけれども、4月14日に12名の支援チームを結成する中で、1回目の聞き取りをだいたい終了しているところがございますが、小売店の中には、特に町内、これまでも町内のお客様、町民を対象にしている業態の事業所さんにつきましては、影響的には、ありますけれども、それほどでもないという方もいらっしゃると思いますが、特に町外のお客さまを相手にされている観光客等々でございますが、そういった業種、飲食宿泊関係の事業者さんについては、本当に、売上が、比較しても5割から9割減という事業所もいらっしゃるというところを聞いておまして、非常に逼迫している、と考えておりますし、調査によって、現実も明らかになっているところがございますので

で、まずは第1段として飲食宿泊。もちろん町内の方の宿泊はなかなか難しい部分もありますが、そういった可能性も含めての今回の飲食宿泊というかたちで取らせていただいておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 飲食宿泊業が本当逼迫して一番大変だというのは、西川町が観光に根差しているということからみれば分かりますけれども、現実問題として、今の時期、宿泊に行くことができるのかということがあるわけです。飲食だって、この振興券の期限を区切るのかですけれども、当面だったら飲食もなかなか行けないのではという気がします。そういう面では、期限を延ばす、あるいは期限なし、1年ぐらい使えるようにするとか、そういうかたちを取らないと、せっかくの地域振興券が使い勝手が悪いものになるのではないかと思いますので、どのように考えていらっしゃるのかをまずお尋ねしたい。今回は第1段だ、ということで町長のあいさつにもありましたけれども、今後また補正を組んでいくということですが、西川町の財源は小さくて大変厳しいと言いますけれども、実際問題としてふるさと納税の基金が1億1,000万ほど今、基金としてあります。この前6,000万円を志津温泉の掘削作業に使いました。まだ、それでも1億1,000万円。そういう面で見れば、第2段、第3段を考えると、もっと町民に本当に手が届くような、そういった町民の手元にとどくような、そういった商品券、地域振興券というのをもっと大胆にやっていくという考えを持って欲しいと思いますが、その辺について、町長の見解をお尋ねしたいと思います。

古澤議長 最初の答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 地域振興で、飲食宿泊補助券の実施時期のことです。町長の提案理由の中でもご説明のとおりであります。議員ご指摘のとおり今の状況では、なかなか外に出て飲食宿泊というような状況については難しいと承知をしているところでありますので、この予算につきましては、コロナの状況、感染状況、国の緊急事態宣言の状況を見ながら、収束傾向に向かった段階で発行できるかどうかは分かりませんが、即対応ができるような準備を進めながら、実際の発動時期については、その状況を見ながらやっていきたい。実施できる時期になりましたら、即座にできるような体制を組んでいきたいということをお考えしておりますので、よろしくご理解いただきたいということと、先ほど8月末というような考え方も示しましたが、これにつきましても、今の考え方の中でございまして、今申し上げました状況の変化によっては、延ばすということも当然考えていきたいと思っております。

あります。

古澤議長 追加答弁、小川町長。

小川町長 財源的な問題もご指摘がありましたのですが、まず今回のこのコロナウイルスに関しましては、長期戦になるであろうというような予測もありまして、正にそのとおりだと思っております、収束するまで1年、さらには1年半というような予測もあるわけです。さらに収束しても、その後の後遺症がどの程度続くのかということで非常に長いスパンでの今回の対策と思っております。そういった意味で、今回の3,000円につきましては、国のほうでは当初30万円の交付が急遽1人10万円ということになっておりますが、西川町の商工振興をする上では、西川町の商工、特に飲食、旅館ですが、限定して直接効果が及ぶような補助金にしたいということもあって、先ほど来申し上げましたように今回第1段でありますので、国の10万円の使い方、使途、そういうことも踏まえ、長期戦に入りますので、そういったことも踏まえてやっていきたいと思っております。今財源につきましては、先ほどありましたようなふるさと納税の基金もありますし、先ほど言いましたように、財政調整基金につきましては災害というものを踏まえて準備しておりますので、それらをどういうふうにするかはこれからでありますので、議員の皆さんからは先ほど申しましたように、議場の中のご指摘だけでなく、いろんな場面でご意見などをいただければと思っておりますのでよろしく願いします。

古澤議長 9番、伊藤哲治議員。

9番（伊藤哲治議員） 第2段、第3段というふうに長期戦でなっていくのだらうと私も思っておりますので、そういう面では西川町に暮らす町民、私たちが本当に生き生きと楽しく、このコロナを乗り切って暮らせるように、そのためにもふるさと納税というのは、町にふるさと納税した方々というのは、町民が西川町で生き生きと暮らせるようにという願いを込めて寄附しているのだらうと思っておりますので、そういったことに大いに活用していただいて、今後の西川町の生き残りを図っていただきたいと思っておりますので、ぜひそこを要望して私の質問を終わらせていただきます。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤仁議員） 今回の補正予算を見ますと、7款の商工費が約9割近くの予算を占めているわけです。その中で1つは利子の補給のための予算が出ております。要するに国でもしておりますけども、お金を借りる場合の無利子・無担保、返済猶予、国では5年とかしてい

ますけども町ではどうするのかですが、その利子の補填ということで予算を組んでいると思います。今までいろいろな質問あったように、各事業者が今一番欲しいのは現金だと思うのです。ですから給付を望む事業者がほとんどだと思います。利子の補填とかは確かにありがたいのでしょうけども、今いま必要なのは現金だろうということです。先ほど来、商工観光課長がおっしゃっているように、先週いろいろ事業所を回っているということで、物的な支援はできないにしても精神的にはかなり助かっている事業所もいっぱいあると思います。観光課の職員、商工会、観光協会の方が一緒になって、70社ぐらい回っているということで、非常に助けになっているとありがたいと思っています。まずは労をねぎらいたいのですが、その中で、先週当たりで想定しますと、国の金融機関または民間の銀行関係に融資とかいろいろ相談している事業者が何社ぐらいあるかということ聞いたところ、西川町だけでだいたい30何社、40社近いそうです。その状況というのはどういう状況なのか。例えば、大きな金額を借りたいとか、借りるにしても、お金を今現在も借り入れをしているので、二の足を踏むというような事業所もいると思います。先週当たり70社ぐらい回っているということで状況確認しているわけですから、例えば、この際、廃業するというような事業者もあるかもしれない。山形市とか寒河江市と比べテナントというものは西川町以外と少ないような気がします。自分の家で仕事をやっている、そうするとテナント代ってというのは発生しない。法人関係の会社であれば、いろいろな設備投資をして借入をしている法人の方もいらっしゃる。いろいろな形態を見れば、いい面では他の市町村とはまた違った商工会の方々の状況ではないかと思っています。だから一概に大変だ云々ということでもないかということで、先週いろいろ観光課の職員の方が事業所さんを回ってみて、今回の補正予算の中身と回ってみての状況で、どの程度この補正予算が今の状況、町の事業者にどの程度効き目があるのかということをお願い把握しているのではないかと思うのですが、まず1点、商工観光課長が一番状況を把握していると思いますのでお聞きしたいと思っています。

古澤議長 答弁は、志田商工観光課長。

志田商工観光課長 冒頭、支援チームのねぎらいをありがとうございます。

そういった中で職員にもお願いをしながら、ようやくだいたいの状況をつかめているところではありますが、やはり議員ご指摘のとおり今欲しいのは現金だ、というところについては、本当に逼迫をしている飲食宿泊業者の方々については感じているところでもあります。国の融資制度等もありますし、本国会でも議論されておるところではありますが、国の持続化、中小

企業 200 万円、個人事業主 100 万円という持続化の助成金などもございますし、それから雇用調整交付金というふうな制度もあります。事業者においては、既に雇用調整助成金なども申請されている事業所もあるわけでありまして、今、全国からそういった問い合わせ、申請手続きが多くなっているということで、当初資金ぶりにつきましても早ければ 2 週間でという話もあったのですが、早くても 1 カ月はかかる。今後益々状況が進んで申請が増えれば、2 カ月、3 カ月というところにもなるのではないかと予想すると、なかなか融資につきましても、現金が届く時期がかなり遅くなってしまふところを想定しております。

実際の融資につきましても、先ほど議員からもありましたが、融資希望 33 何社というのは 1 週間ぐらい前の話でございますので、まだまだこれについては増えているという認識をしております。そういった中で、町の単独の融資制度、事業性評価融資制度の利子補給金、今回 360 万円計上させていただいておりますけれども、この事業につきましても、融資限度額 1 件 500 万円でございます、融資期間については運転資金 7 年、設備 10 年というところであります。利子分につきましても町が補填するというところで、運用しているところではありますが、今回コロナの関係もありますので、コロナの関係で売上が 10% 落ちたというところであれば、この融資が受けられるというところを拡大しながら、また事業所から聞くと元金をすぐ返すというのがなかなか難しいということなので、新たに元金返済を 2 年据え置くというような対策も先週の金曜日に関係機関と調整がついた中で運用をしていくという改良をしたところでもあります。今回の 360 万円についても、500 万円限度で 30 事業所が使えるような町の単独の融資制度と考えておりますし、町の融資制度でございますので、国等の融資にかなり時間がかかる、2・3 カ月かかるとなれば、その繋ぎ資金としてこの制度を活用いただくことで、少しでも事業所に負担にならないような支援ができるのではないかと考えているところであります。

恐らく、廃業という声は、話しの中ではもちろん出ているわけでありまして、当然のごとく出てくるのではないかとというふうなことで、危機意識を持ちながら行政としては対応していきたいと思っております。効果がどの程度かということ、なかなか見えない部分がございますけれども、そういった部分で対応できればと思っております。よろしく申し上げます。

古澤議長 2 番、佐藤仁議員。

2 番（佐藤仁議員） もちろん効果としては今からでしょうけれども、例えば先ほど伊藤議員からもありましたように、地域振興券の 1,500 万円、国でも今補正予算やっておりますけれど

も、当初の16兆円、10万円給付に変わったので今度は20何兆円になるのでしょうか。その中で1兆8,000億円だか、1.8兆円だか何かで、ゴートゥーキャンペーンとかV字回復というので、コロナの収束が終わった後、例えば宿泊券で宿泊したものの半額を補助するとかで持ち直していこうというような項目があるようですけど全くこれと同じ。要するに、結構それにも批判があるわけですよ。終わった後の予算ではなくて、今いま欲しい予算を組む。こういうふうに言えば、予算組みしたときは、今の状況じゃない状況下で予算組したという回答が恐らく返ってくると思いますけど、今回の3,000万円近くの補正予算、商工費の中で、下火になってから使うお金がほしい1,500万円、半分ほどあります。それは今いま苦しんでいる人のために使っていくべきではないのか。それで落ち着いたところで、またこういうものを盛り込んで補正をかければいいのかと基本的には思います。それは時期的なずれでこういうふうになったのかもしれませんが、やっぱり今まで納税をして、町、県、国に自己申告をして納税をした人たちが今苦しんでいるわけですよ。今いま死ぬかも分からないような人たちに、行政としてやるのは何かとくれば、今まできちんと納税をした人、会社に、今は行政が手助けをするのだ、というような基本的な考え方のスタンスでいかないと、今回のように給付ではなくて貸付けを重んじてやっているのでは、みすみす死ぬかもしれない人たちを助けられない行政っていうのはあってはならない、基本的な考え方です。要するに、例えば国でも赤字国債出すっていうことは、国で赤字を背負う。ということは、国民が黒字になるわけです。赤字になれば、黒字になる人もいる。国では赤字国債、例えばそれで国民が黒字になるわけです。今は苦しいかもしれませんが、できる限り国の制度が決まらなないと動けないのではなくて、先ほど話あったように、いろいろなものを工面して、今いま使わなくてもいい金を、今この業者苦しんでいるときに使う。例えば借金はしてでも使う。それは町民が黒字になる、というような発想でいかないと、これはちょっと貸付けだけではちょっと大変なのかな、という意味で、例えばですけども、志津会館今年建てます。7,000万、8,000万円かかります。ただ金の出所が地方債ということで、止めることはできないのでしょうか、例えばそういうものをストップしてでもそこに出すとか。例えばいろいろやり繰りをする、できるのではないかと。それはいろいろな民間と違って手続きがあるのでしょうから使える金と使えない金があるのでしょうか、そういう面でもう少し工夫があってもいいのかな。当面は終息したあと使うお金ではなくて、今使うお金を工面して、500万円ぐらいは流用してもらえないのかな、ということをお聞きしたいと思います。

古澤議長 答弁は小川町長。

小川町長 資金の使い方、利活用についてのご意見であります。今回のコロナにつきましては、非常に急激なこれまでに経験したことのない、正にその通りでありまして、三陸の大災害もそうですし、平成25年の災害も、西川町が経験したことのない、正にこの10年間というの是非常に厳しい、いろんな社会環境があったわけでありましたが、今回はそれ以上に厳しいというように捉えておりますが、今回のこの予算につきましては、志田課長のほうからもありましたように、今、支援チームを組んで対応しておりますが、それ以前に商工観光として、それぞれの業者の皆さんのご意見なども聞きながら、どういったものがよいか。私も町内何カ所か巡りまして、旅館業、飲食業をずっと回ってきたのですが、その中で一番は何かと申しますと、当面乗り切れられる資金繰り、こういったものをぜひとも早めにしてほしい、そして短期間でできるような、そういったものがほしい。それから前々からありましたように、マスクと消毒液であります。こういったものを早急に対応してほしい、ということでありましたが、そういった意味で、現在のこの状況を乗り切るために、まずは融資制度、そのためにも町の融資制度を拡大して、償還年限等を含めてであります。利用しやすいような、そういったものを含めてやっております。先ほど申し上げましたように、これで全てでございますので、これからいろんな問題が出てくると思います。先ほどありましたように、国のほうでも融資制度、更には1世帯10万円、それから中小業者につきまして100万円から200万円、いろんな制度がございますが、そういうのを含めて、町の財源をどう使うかありますので、先ほどありましたようにふるさと納税もありますし、まずは財政調整基金、そのための財政調整基金でもありますので、そういった意味でこれから長いスパンの中で、その町の活性化を図りたいというふうに思いますので、よろしく願います。

古澤議長 2番、佐藤仁議員。

2番（佐藤仁議員） 今、死にかけている人に手助けをしないというのは町政ではあってはならないと思います。ですから、長いスパンということにはなるのでしょうけども、だからと言って、長いスパンで配分するっていうことは今苦しんでいる人、死にかけている人に手助けをするという姿勢で、しかも国で臨時交付金とか何かで出すと言っていますけども、例えば国民1人1人に対して1万円だとすれば、西川町であれば5,000万円近くお金がくるわけですね、臨時交付金として。そういうものを、町、県がいろいろアピールをして、全国的に国でアピールしていく。その結果今回までは休業補償にも臨時交付金は使えないという

が、結局機能使ってもいいよとなった。やっぱり世論の力が国を動かしたということだと思うのです。それはやっぱり、町長、県知事を始め、全国的にそういう盛り上がりで、町、地方にお金をおとしてくださいと、というようなことを切にお願いをするのは、町長にはお願いしたいというようなことで、よろしくお願いしたいなというように思います。

古澤議長 他、ございませんか。

〔発言する者なし〕

古澤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 26 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

古澤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

古澤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、令和 2 年西川町議会第 1 回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午前 11 時 40 分〕

